

ライフサポート団信付住宅ローン

新規の方も
借換えの方も

もしもの際にも、安心をプラス

地銀協ライフサポート団信制度

【団体信用就業不能保障保険および
3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険】



「万一への備え」に「ケガや病気への備え」をプラス

死亡 または 所定の高度障害状態 に該当したら……… 住宅ローン残高が

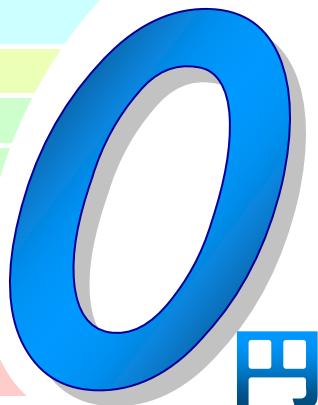
リビング・ニーズ 余命6ヶ月以内と判断されたら……… 住宅ローン残高が

3大疾病 悪性新生物と診断確定されたら……… 住宅ローン残高が

脳卒中・急性心筋こうそく
で所定の状態が60日以上継続したら……… 住宅ローン残高が

所定の就業不能状態が3ヶ月を超えて継続したら
以後の継続している期間においては……… 月々の
住宅ローン返済が

さらに
ケガや病気 所定の就業不能状態が12ヶ月を超えて継続したら… 住宅ローン残高が



ただし、住宅ローン残高が0円となるには所定の条件※があります。

また、保険金が支払われる場合であっても、利息の一部等をご負担いただく場合があります。

※所定の条件については、P3「一般社団法人全国地方銀行協会ライフサポート団信制度の概要」をご覧ください。

住宅ローン金利は通常金利に年0.3%えたものとなります。

ご利用いただける方

住宅ローンを新規にご契約の方で、お借入時の年齢が満18歳以上
満51歳未満、完済時の年齢が満76歳未満の方

ご注意ください！

●悪性新生物（悪性しゅよう・肉腫・悪性リンパ腫・白血病・上皮内がん・皮膚がんを含みます）の既往歴のある方および告知日現在、病気またはケガにより休職中・休業中の方はご加入いただけません。●告知内容により、生命保険会社が加入をお断りする場合があります。●お借入金額（保険金額）は他の地銀協団信制度と通算して最高1億円までとなり、また5,000万円を超えるときは生命保険会社所定の専用診断書の提出が必要になります。●お借り換えにもご利用いただけますが、借り換え前に加入していた団体信用生命保険からの継続的な保障は受けられません。●お支払事由の詳細や保険金等が支払われない場合など、この保険の詳細については、この書面のP2・P3および「申込書兼告知書」添付の「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」、および「申込書兼告知書」裏面「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険のご説明」を必ずお読みください。

※リフォームローン1000は対象外です。



ごうぎん

お取扱商品および金利につきましては、お近くのごうぎん窓口までお問い合わせください。

株式会社山陰合同銀行 チラシ（セL）314（2022.4改）

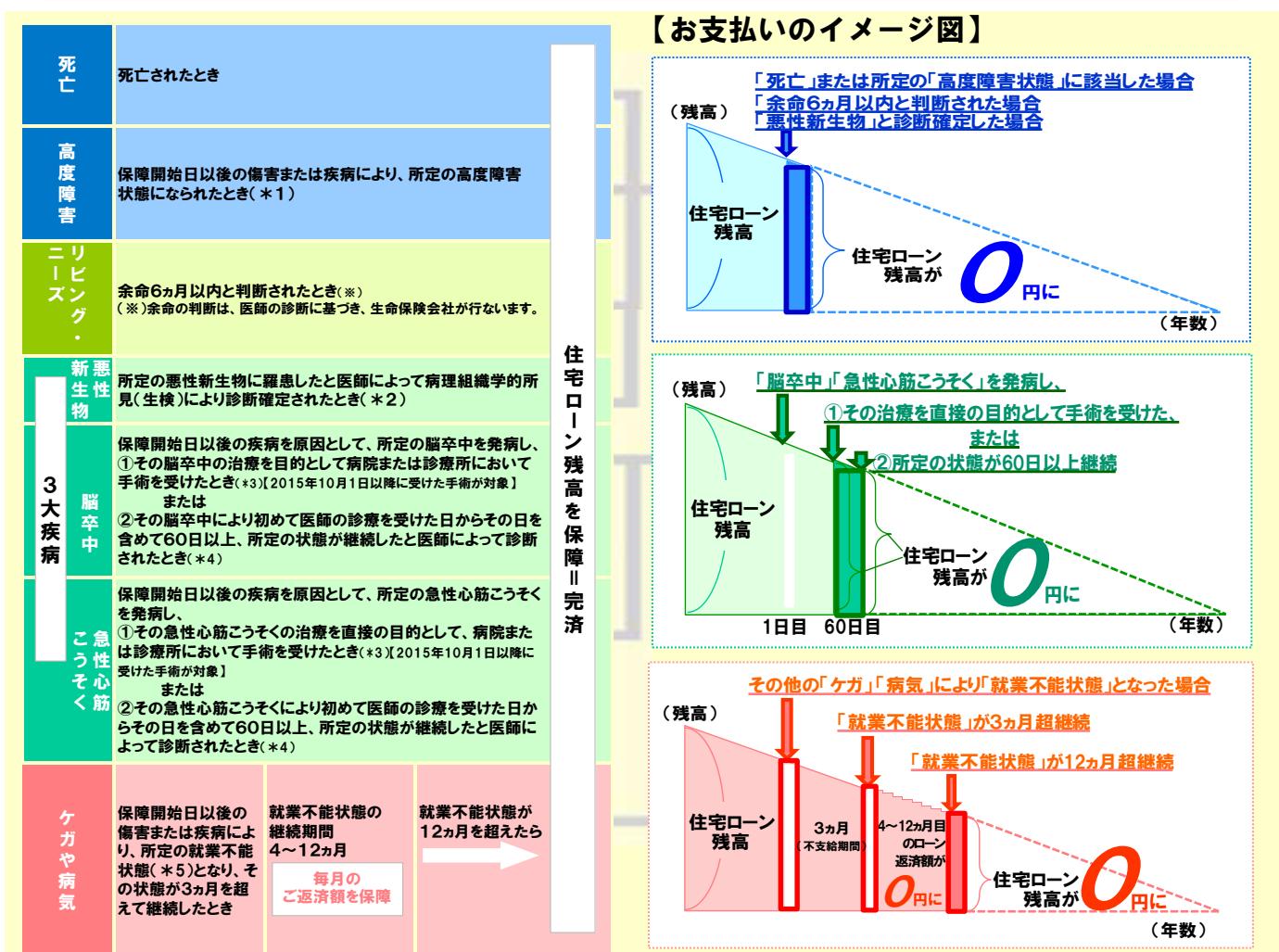
MY-A-22-LF-002126

この保険制度の特徴

地銀協ライフサポート団信制度

ご加入者が保険期間中に以下の支払事由に該当された場合に、保険金等をお支払いし債務の返済に充当するしくみの団体保険です。(以下(*)はP3をご参照ください)

※お支払事由により、お支払いの時期やお支払いの対象となる金額は異なります。



「所定の就業不能状態」について (*5)

以下の「入院」または「在宅療養」をしている状態を、保険金等のお支払い対象といたします。

入院		在宅療養
「病院」もしくは「診療所」への治療を目的とした「入院」をしていること 「病院」もしくは「診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします		以下のいずれかに該当する状態にあり、医師の指示による「在宅療養」をしていること
① 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所	① 身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの	
② 上記①の場合と同等の日本国外にある医療施設	② 身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの	

上記の「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院もしくは診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

上記の「在宅療養」とは、日本国内にある自宅等(病院および診療所以外の場所をいいます。)で治療、養生に専念することをいいます。



ごうぎん

一般社団法人全国地方銀行協会 ライフサポート団信制度の概要

特 徴	ライフサポート団信制度は、団体信用就業不能保障保険と3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険をあわせた制度です。この2つの保険は、一般社団法人全国地方銀行協会を保険契約者、その会員銀行（以下、銀行といいます）を保険金等受取人として、銀行から住宅ローン等を借り入れている賦払債務者を被保険者とする保険契約で、被保険者が保険期間中にお支払事由に該当された場合に、生命保険会社が所定の保険金等を保険金等受取人である銀行に支払い、その保険金等を被保険者の債務の返済に充当するしくみの団体保険です。										
保険金等名称	死亡保険金	高度障害保険金	リビング・ニーズ特約保険金	3大疾病保険金	長期就業不能保険金	就業不能給付金					
保険金額等	保険金額は債務残高に応じて定まり、債務の返済に応じて変動（遞減）します。加入申込者一人あたりの保険金限度額は、他の会員銀行からの借入も含めて、「地銀協住宅ローン団信制度」、「地銀協がん団信制度」、「地銀協3大疾病団信制度」、「地銀協ライフサポート団信制度」「地銀協ダブルサポート団信制度」および「地銀協引受緩和団信制度」を通算して2億円、かつ「地銀協ライフサポート団信制度」は他の会員銀行からの借入も含めて通算して1億円、かつ「地銀協ダブルサポート団信制度」は他の会員銀行からの借入も含めて通算して1億円となります。限度額を超える保険金についてはお支払いいたしません。					給付金額は、当該給付金の支払事由に該当された日以後1ヶ月以内に到来する約定返済日における予定返済額となります。					
<p>○告知義務違反による解除 ○重大事由による解除の場合（反社会的勢力に該当すると認められたときなどを含みます。）</p>		<p>○詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 ○保障開始日よりも前に発生した傷害や疾病を原因として高度障害状態や就業不能状態、急性心筋こうそく・脳卒中になられたとき（その傷害や疾病について告知いただいたうえでご加入されたとしても、お支払の対象とはなりません。）</p>									
保険金等が支払われない場合 (被保険者が右記のような事由に該当する場合には、保険金等をお支払いできないことがあります。)	<p>○保障開始日から1年以内に自殺されたとき ○被保険者の故意により高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき ○保険契約者または保険金受取人の故意により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき ○戦争その他の変乱により死亡または高度傷害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき</p>										
保障開始日	融資実行日（借り換え融資の場合は、借り換え日）または生命保険会社がご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。										
これらの契約からの脱退	○融資を受けた銀行の賦払債務者でなくなったとき ○保険金のお支払事由に該当したとき	<p>○融資について期限の利益を失ったとき ○所定の年齢に達したとき</p>									

（備考）

- * 1 「所定の高度障害状態」とは、次のいずれかの状態のことをいいます。①両眼の視力を全く永久に失ったもの、②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの、④胸腹部臓器に著しい傷害を残し、終身常に介護を要するもの、⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- * 2 「所定の悪性新生物」および「診断確定」につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3. 保険金等の支払いについて』および『3大疾病保険金のお支払対象となる悪性新生物・急性心筋こうそく・脳卒中』をご参照ください。なお、所定の悪性新生物には、上皮内がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは含まれません。
- * 3 「病院または診療所において手術を受けたとき」の「病院または診療所」および「手術」の詳細につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3. 保険金等の支払いについて』をご参照ください。
- * 4 「所定の脳卒中」、「所定の急性心筋こうそく」、および、それらを原因とする「所定の状態」につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3. 保険金等の支払いについて』および『3大疾病保険金のお支払対象となる悪性新生物・急性心筋こうそく・脳卒中』をご参照ください。
- * 5 「所定の就業不能状態」の詳細につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3. 保険金等の支払いについて』および『長期就業不能保険金および就業不能給付金のお支払対象とならない精神障害、薬物依存』をご参照ください。

保険正式名称	3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険	団体信用就業不能保障保険
引受保険会社	複数の生命保険会社による共同引受 (事務幹事会社: 明治安田生命保険相互会社)	明治安田生命保険相互会社

- ・上記「一般社団法人全国地方銀行協会 ライフサポート団信制度の概要」は地銀協ライフサポート団信付住宅ローンに付帯される保険の概要を説明したものです。
- ・これらの保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関する説明」、および、「申込書兼告知書」裏面の「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険のご説明」を必ずご確認ください。

■ 個人ローンセンターまたは、お近くのごうぎん窓口へお気軽にご相談ください。

個人ローンセンター
(土日も営業しています)

松江 TEL 0852-55-1119 鳥取 TEL 0857-39-5070
出雲 TEL 0853-22-6330 米子 TEL 0859-31-2321

営業時間／平日：9:00～16:30 土曜・日曜：10:00～16:00 休業日／祝日・年末年始・ゴールデンウィーク



ごうぎん

2022年4月1日現在